

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報
ふるさと

香 美

12

月号

平成 25 年 (2013)

No. 105



【写真】

－ 待ちに待った `松葉ガニ、－

松葉ガニ漁解禁

松葉ガニ漁が 11 月 6 日に解禁。柴山港では午後 1 時の初セリに間に合わせようと、午前 11 時前から次々と漁船が帰港しました。

この日は初セリを祝うイベントが開催されることもあり、訪れた多くのカニ愛好家が水揚げを見守る中、漁船関係者はカニを手早く上屋に運び、セリの準備を行いました。

(本号 19 ページに関連記事を掲載)

今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき
町政懇談会を開催
- 4 まちからのおしらせ
平成 26 年度役場嘱託・臨時職員の募集
矢田川レインポー火災事故に伴う当面のごみ処理対応について
役場各課などからのお知らせ ほか
- 18 まちのできごと
- 20 ふるさとの誇りを訪ねて
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

町政懇談会

～ 皆さんの「声」を町政に～

●問い合わせ先 役場企画課

香住区

10月28日 香住文化会館

【京阪情報発信拠点事務所の設置】

Q 観光振興を目指し、町長が選挙時の公約にも掲げた京阪神事務所の設置。現在、配置する職員を人選中とのことだが、頭の固い職員ではなく、多少の遊び心を持ったフットワークの良い職員を配置するべき。

A やる気があり、郷土愛を持って「香美町のために頑張りたい」という職員を2人派遣します。(町長)

【夢但馬2014の推進】

Q まだまだ町民に浸透していない。スピード感を持って取り組んでもらいたい。

A 普及啓発や事業実施に対して、県からの直接的な財政支援はありません。そうした中で、町民の皆さんに知っていたただく方法として、各種イベントのタイトルに「夢但馬2014」の冠を付けていただき、そうした取り組みにも側面支援を行います。また、平成6年の「但馬・理想の都の祭典」から20年が経過することを皆さんに知っていただいた上で、さまざまなイベントへの参画を呼び掛けます。(町長)

皆さんと目線を同じにした町政運営を行うために、町長自らが地域に向かい対話を行う「町政懇談会」。

今回は10月28日の香住文化会館を皮切りに、3会場で計225人の皆さんにご参加いただき、まちづくりや地域づくりに関する貴重なご意見やご提案を多数いただきました。今後、これらの内容を十分検討しながら、町政に生かしていきます。

ここで各会場の質疑の内容をご紹介しますが、誌面の都合上、すべての内容を掲載していませんのでご了承ください。

【メガソーラー発電所の整備】

Q 豊岡市の取り組みを調査し、採算が取れるなら、耕作放棄地の有効活用法としてメガソーラー(大規模太陽光) 発電所の整備を検討しては。

A 豊岡市の取り組みは、今後、本町でも検討する必要があると思いますが、電力の買い取り価格の問題や投資効果を考えると、慎重になるべきです。

また、そうした派手な事業よりも、日常生活に関わりの深い事業を重視する方針です。(町長)

【今後の合併方針】

Q 農林水産業だけでなく、教育や医療についても、香美町という狭い地域で考えるのではなく、大きな器の中で将来を考えられないか。

この町で生まれた子どもたちが、さまざまな選択肢の中から自分の将来を決められるよう、豊岡市との合併は考えられないのか。

A 町長就任後、但馬全体での行政の在り方を考えていないわけではありません。但馬ここのとりわけ産期医療センター、平成27年度からの学区統合など、但馬全域での動きもあります。今は香美町をどうしていくかという判断基準の中で町政を運営しています。

将来的に但馬地域が一つにならない

と行財政運営が難しくなるというのなら、その時代の首長に判断していただければと考えます。(町長)

村岡区

10月29日 村岡老人福祉センター

【猿尾滝の通行止め】

Q 猿尾滝の通行止めから数カ月が経過している。

入込者数も大きく減少する中、早期の通行止め解除を望んでいるが、解除できない理由は何か。

A 通行止めは、落石による人身事故の発生に伴うものです。事故発生時に現地を確認し、滝つぼまでの遊歩道は対策を講じて通行止めを解除しました。しかし、上部の遊歩道は危険性が高いと判断し、通行止めを継続しています。

今後、対策を講じるとしても多額な費用が必要となります。猿尾滝の管理、そして安全性の確保をどうしていくべきか、関係者の皆さんと協議を進めます。(町長)

【町振興計画の見直し】

Q 町には、総合計画をはじめと新町長の方針に合わせて、そうした計画を見直さないのか。

また、計画変更の時期が町長の在任

中であれば、町長の方針を反映した計画にして、特色ある町政を強力に推進してもらいたい。

A 総合計画は、今後10年間の香美町の在り方を議会の議決をいただき策定したものであつて、町長が変わったからといって見直すものはありません。

他の計画も同様です。一定期間の町政の方向を示した計画を町長が変わる度に変更しては、長期展望を持つことはできません。こうした計画に私の方針をすり合わせて、さまざまな施策を講じていくのが本筋だと考えます。ご意見はよく理解できますが、長期計画を着実に履行しながら、特色ある町政は、めりはりのある施策で実現を図ります。(町長)

【公民館の無償譲渡】

Q 公民館の無償譲渡が進められていますが、区にとっては負担が増すばかりある。数年前に指定管理者制度が導入され、今度は無償譲渡。やり方が少し乱暴なのは。

A 区の公民館は、国県の補助を受けて町が整備したものの、町が助成して区で整備いただいたものなど、建築経緯や所有形態がさまざまです。しかし、公民館は本来、区の所有物件であり、地区住民の皆さんで管理、運営していくもの

です。無償譲渡はそうした形態に移行するためにしています。

町有施設の今後30年間の維持管理費は、約360億円に上るとの試算もあります。財政面も考慮し、その対応策として、可能なものは各区へ譲り渡した上で管理もお願いし、改修費の助成はこれまでどおり対応します。

また、新たに税負担の軽減を予定しています。(町長)

■町政の方向や重点施策の進展状況を説明する浜上町長。どの会場でも活発な質疑が交わされました。(10月29日、村岡会場の様子)



【公共交通】

Q 高齢で自動車を運転しない者にとって、通院などで利用するバスが非常に不便で高額。運賃への助成や町のマイクロバスを走らすことはできないか。

A 町内の公共交通体系の現状を考えると、私は抜本的な見直しが必要だと感じています。特に、村岡区は地形的に最も重要視していて、幹線道路までの利便性をいかに向上させるかなど、課題は山積みです。本年度中に体制を整え、来年度に調査、検討を進める中で、具現化は平成27年度になるかもしれませんが、しっかりとした公共交通体系の構築を図ります。(町長)

小代区

10月31日 小代区総合センター

【サル対策】

Q サルによる被害に対して支援策は続けられているが、今後はどうなるのか。

A 合併以来、サルボイ犬や捕獲柵の設置などの対策を行いました。昭和50年代初頭には大部分のサルを捕獲したのですが、それは皆さんのご協力があつて初めてできたことです。近年、動物保護の観点からこうした

ことが難しいのですが、問題を先送りすることなく、サルの捕獲、サルとの共生など何らかの決着をつけたと考えています。(町長)

【地域局単位での予算配分】

Q 3区それぞれで事情が異なる中、特色ある地域づくりのために、地域局単位で自由度の高い予算配分を行えないのか。

A 協働のまちづくりに向かって、町の果たす役割は可能な限り3区で共通であることが望ましいはずですし、特別な予算配分をする考えはありません。

確かに、こうした画一的な考え方は理想論かもしれませんが、現在でも事業ごとにめりはりのある予算配分は行っていますし、地域局に権限を与えていないわけではありません。地域局と本庁が連携を密に取って、皆さんの要望に応えていきます。(町長)

【地域協議会の現状】

Q 合併時に設置され、さまざまな問題提起や提案をしてきた地域協議会だが、現在は機能しているのか。

A 合併から9年が経過し、少し停滞しているのは事実です。今後、地域協議会が機能を発揮し、皆様のご意見をお聞かせいただくことができるよう、体制を強化します。(町長)



平成26年度嘱託職員募集

●問い合わせ（提出）先 役場総務課・各地域局

●職種、採用予定人数、資格など

下表のとおりですが、①、②いずれも昭和53年4月2日以降に生まれた町内に住所のある健康な人、③は昭和38年4月2日以降に生まれた町内に住所のある健康な人、④はジオパークに関心があり、その関連事業の推進に意欲のある人が募集対象です。

●採用日

平成26年4月1日

●賃金など（①～④共通）

- ・月額165,000円
- ・通勤距離に応じて通勤手当支給
- ・社会保険、雇用保険に加入

●応募方法

市販の履歴書（写真貼付）と、希望職種の資格を持つ人はそれを証明する書類の写しを提出してください。平成26年1月19日（日）に役場本庁舎で採用試験（①、②、③いずれも事務能力検査と面接、④は面接のみ）を行います。なお、試験時間などは平成26年1月14日（火）までに郵送で通知します。

●応募期限

12月27日（金）



●職種、採用予定人数、資格など

	職種	主な勤務地	勤務時間など	採用予定人数	特に必要な資格など
①	栄養士	役場健康課（本庁舎）	8:30～17:15（週4.5日勤務）	1人	栄養士資格
②	歯科衛生士	役場健康課（本庁舎）	8:30～17:15（週4.5日勤務）	1人	歯科衛生士資格
③	歯科衛生士	兎塚・川会歯科診療所	9:00～17:45（変則勤務あり）	1人	歯科衛生士資格
④	ジオパーク推進員	海の文化館	8:30～17:15（週4.5日勤務）	1人	普通自動車運転免許



平成26年度保育所（園）園児募集

●問い合わせ（申し込み）先 町教育委員会こども教育課・役場福祉課・小代地域局

各保育所（園）では、5歳児（小学校入学）までのお子さんを保育しています。

保育時間は通常、午前8時から午後4時までですが、早朝や夕方の延長保育も行っていきます。

就業や介護など、ご家庭でお子さんを保育できない場合に入所することができます。

●募集人数（定員）

各保育所（園）の募集人数（定員）は左表のとおりです（電話番号の市外局番は0796）。

●各保育所（園）の募集人数

施設名	定員数	電話番号
柴山保育所	45人	37・0352
みなと保育園	90人	36・1053
青葉保育園	100人	36・3135
福岡保育所	30人	96・0240
宝樹保育園	45人	98・1234
どんぐり保育園	30人	95・0044
小代認定こども園	50人	97・2039

※小代認定こども園は1歳以上（平成26年4月1日現在）のお子さんを対象とします。
※0歳のお子さんの入所については、各施設にお問い合わせください。

●申し込み方法など

役場または各地域局に備え付けの入所申込書などに必要事項を記入し、平成26年1月31日（金）までに提出してください。

※期限後も申し込みは可能ですが、入所決定が遅れることがあります。また、平成26年4月以降も随時申し込みを受け付けます。

※保護者の都合で町外の保育園を希望する場合は、右記の申込期限に関わらず、早めにお申し込みください。

●平成25年度保育料（参考）

階層	各月初日の階層区分		徴収金基準額（月額）	
	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
第2	第1・4・5・6・7階層を除き、前年度分の所得の市町村民税額の区分	市町村民税非課税世帯	6,300円	4,200円
第3		市町村民税課税世帯	13,600円	11,500円
第4	第1階層を除き、前年分の所得税額の区分（住宅取得等特別控除は反映しない）	40,000円未満	21,000円	18,900円
第5		40,000円以上103,000円未満	28,900円	26,900円
第6		103,000円以上413,000円未満	33,500円	31,900円
第7		413,000円以上	36,000円	34,600円

●保育料（参考）

各保育所（園）の平成25年度の保育料は左表のとおりです。





● 問い合わせ（提出）先 役場総務課・各地域局

平成26年度臨時職員募集

● 職種、採用予定人数、資格など

下表のとおりですが、すべての職種で昭和31年4月2日以降に生まれた人（一部を除く）で、町内に住所のある健康な人が募集対象です。

● 採用日

平成26年4月1日

● 賃金など

- ・ 1日勤務：日額6400円ですが、免許資格者、特定業務によって加算あり
- ・ 1日勤務未滿：勤務時間に応じて支給
- ・ 通勤距離に応じて通勤手当支給
- ・ 社会保険、雇用保険に加入（1日勤務のみ）

● 応募方法

市販の履歴書（写真貼付）と、希望職種の資格を持つ人はそれを証明する書類の写しを提出してください。ただし、応募は1人1職種に限りますので、希望職種を履歴書の本人希望欄に明記してください。平成26年1月19日（日）に役場本庁舎で面接を行います。

（火）までに郵送で通知します。

● 応募期限

12月27日（金）

● 職種、採用予定人数、資格など

	職種	主な勤務地	勤務時間など	採用予定人数	特に必要な資格など
香住	宿直代行員 ※	役場総務課（本庁舎）	夜間	2人	
	保健師または看護師	役場健康課（本庁舎）	1日	1人	保健師または看護師免許
	看護師	佐津診療所	1日	1人	看護師免許
	介護支援専門員	役場福祉課（本庁舎）	1日	1人	介護支援専門員資格と普通自動車運転免許
	高齢者等訪問調査員	役場福祉課（本庁舎）	1日	1人	看護師免許、介護福祉士資格、介護支援専門員資格のいずれか一つと普通自動車運転免許
	管理作業員	役場農林水産課（本庁舎）	1日	1人	
	調理員	香住学校給食センター	1日	1人	
	放課後児童クラブ指導員	スマイルかすみ	交代勤務	2人	
	事務補助員	香住第一中学校	半日	1人	
	用務員	香住区内の小学校	1日	2人	
	事務補助員	香住文化会館	1日	1人	
夜間管理員 ※	香住B&G海洋センター	5時間	1人		
村岡	歯科助手	兔塚・川会歯科診療所	1日	1人	
	自動車運転員 ※	町教育委員会教育総務課	6時間	1人	大型自動車運転免許
	事務補助員	町教育委員会生涯学習課	1日	1人	
	受付・施設管理員	村岡民族資料館「まほろば」	原則半日	1人	
	用務員	村岡区中央公民館	1日	1人	
小代	日直代行員 ※	小代地域局	1日	2人	
	宿直代行員 ※	小代地域局	1日	1人	
全域	保育士	柴山保育所または小代認定こども園	1日	4人	保育士免許
	幼稚園教諭	町内の幼稚園	1日	7人	幼稚園教諭免許



※の職種は、昭和26年4月2日以降に生まれた人が募集対象



矢田川レインボー火災事故に伴う

当面のごみ処理対応について！

●問い合わせ先 役場町民課

矢田川レインボー TEL 0796・36・4572

10月30日発生 of 矢田川レインボーの火災事故に伴い、町民の皆さんに多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、深くおわび申し上げます。

火災は、粗大ごみ処理設備の破砕機付近で発生し、揮発性の液体を含んだごみがベルトコンベヤーに流れ、破砕機で生じた火花で引火、爆発を引き起こしたものと推定されます。

矢田川レインボーでは、11月20日から焼却施設の運転を再開して燃えるごみの処理を行っていますが、燃えない

ごみ（カン・ビン類、プラスチック類、雑・粗大ごみ、危険ごみ）は処理することができず、豊岡市と新温泉町の各施設に処理をお願いしている状況です。

これまでに全戸配布のチラシや行政放送などでご案内していますが、あらためて当面のごみ処理対応についてお知らせします（左表のとおり）。

なお、年末・年始のごみ処理については、本号と一緒に配布しているチラシに記載しています。ご確認くださいご協力をお願いします。

当面のごみ処理対応について

【収集ごみ】

通常どおり収集しますので、指定袋を使用し、ごみカレンダーの区分に従って、所定のごみステーションに午前8時までに出してください。

【持ち込ごみ】

下表のとおりです。

受け入れ時間や持込手数料は、役場町民課か矢田川レインボー、または各施設にお問い合わせください（町ホームページにも掲載）。

種類	持ち込み先
燃えるごみ	<p>■矢田川レインボー 香住区大野 165 番地の 2 TEL 0796・36・4572 ※下欄の豊岡市、新温泉町の各施設への持ち込みも可能</p>
燃えないごみ	<p>■豊岡清掃センター 豊岡市岩井 150 番地 TEL 0796・24・5477</p> <p>■新温泉町クリーンセンター 新温泉町田井 250 番地の 1</p> <p>■新温泉町リサイクルセンター 新温泉町久谷 118 番地の 1 ※新温泉町 2 施設へのお問い合わせは、新温泉町クリーンセンター（TEL 0796・82・1571）へ</p>



豊岡市、新温泉町の各施設に

ごみを持ち込む際の注意点

▼ごみの持込手数料は、搬入する際に各施設の料金体系に従って、現金で直接お支払いください。

なお、その際に発行される領収書は大切に保管してください。

▼持ち込んだ施設と矢田川レインボーの持込手数料との差額は町が補償します。

役場町民課または各地域局に備え付けの「ごみ処理手数料差額補償申入書」に必要事項を記載し、各施設が発行する領収書を添えて提出してください。

▼各施設と本町の分別区分は異なります。事前に分別して持ち込むと、受け入れが円滑に行えます。

▼①大量に持ち込む②分別区分が分からない③処理が可能なかどうか分からないなどの場合は、各施設にお問い合わせください。

この度の火災事故を踏まえ、本町では再発防止の観点から、安全・適正にごみの収集、処理ができるよう体制を整えます。

皆さんも、ごみを出される際には正しい分別を心掛けていただくとともに、次の点について、特にご協力をお願いします。

■カセットコンロのボンベやスプレー缶は、中身を使い切り、ガスをしっかり抜いて穴を開けてください。ライターもガスをしっかり抜いてください。

■油の入った容器などは、必ず空にしてください。

■食品トレイなどの「プラスチック類」を「雑・粗大ごみ」に混入しないでください。

■カン・ビンは、中身やキャップを取り除き、きれいに洗浄してください。

■持ち込みごみを出す際は、黒い袋やダンボールに入れないでください。また、袋に入れる場合は透明な袋を使用し、中身が見えるようにしてください。

■生ごみの水切りを十分にしてください。

■新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、紙製容器包装類（紙マークの付いたもの）は「資源ごみの日」に出すか、PTAなどの行う集団回収に出しましょう。



▲スプレー缶などは、火気のない風通しの良い場所で、缶に記載されている方法でガスを抜いたうえ、市販されている器具などを利用して穴を開けてから「カン・ビン類」として出してください。



各種控除をご利用ください！

介護保険制度による要介護認定を受けている人へ
 ●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

障害者控除と

特別障害者控除

介護保険制度による要介護認定を受けている人は、平成25年分の所得税・町県民税の申告の際、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます（左表のとおり）。

この控除を受けるためには、役場に「障害者控除対象者認定書」の交付申請を行い、確定申告時にこの認定書を提出する必要があります。

なお、障害者控除に係る基準日は12月31日となっておりますので、認定書の発行はそれ以降になります。

●控除対象一覧

控除区分	要介護認定区分
障害者控除	要介護 1、2、3
特別障害者控除	要介護 4、5

※要介護3の人で、寝たきり度ランクB以上または認知症ランクⅢ以上に該当する人は特別障害者控除となります。



おむつ代の医療費控除

確定申告などでおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、「おむつ代の領収書」や「医師が発行したおむつ使用証明書」（寝たきり状態にあること、治療上おむつの使用が必要であること）を証明するものが必要です。



おむつ代医療費控除の証明に係る 確認書の交付条件

- ・おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降であること
- ・要介護認定を受けていること
- ・要介護認定に係る主治医意見書の記入日が該当する年内であること
 ※要介護認定に係る有効期間が13ヵ月以上で、該当する年に要介護認定申請をしていない場合には、前年の要介護認定申請時の主治医意見書の項目により判断します。
- ・要介護認定に係る主治医意見書で、次の内容が確認できること
 （どちらか一方しか該当しない場合は対象となりません）
 - ①障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）が、B1、B2、C1、C2のいずれかに該当すること
 - ②尿失禁の発生の可能性があること



登録申請をお忘れなく！

香美町農業委員会選挙人名簿
 ●問い合わせ先 役場農林水産課・各地域局

町選挙管理委員会では、毎年1月1日現在の状況で農業委員会委員選挙人名簿を調製しています。

この名簿に登録されていないと、委員への立候補や委員選挙の投票を行うことができませんので、該当する人は必ず申請してください。

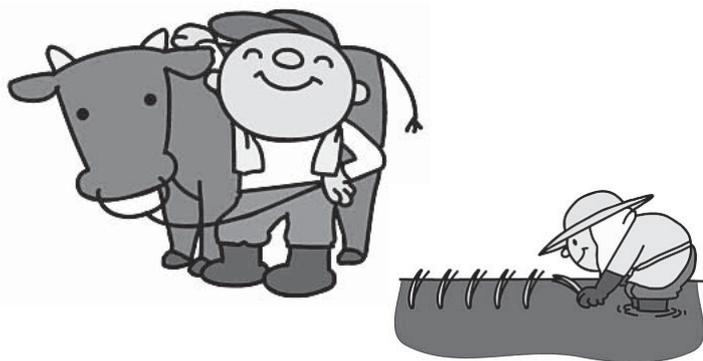
◆選挙人名簿に
登録される条件

- ① 平成6年4月1日以前に生まれ、平成26年1月1日現在で町内に住所があり、次のいずれかに該当する人
 - ① 10a以上の農地を耕作している人
 - ② ①の人の同居の親族またはその配偶者で、年間おむね60日以上耕作に従事している人
 - ③ 10a以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おむね60日以上耕作に従事している人

◆選挙人名簿 登録申請書の提出

申請書は本号に折り込んでいますので、指定の日までに区長（自治会長）さんへ提出してください。

また、役場農林水産課または各地域局にも備え付けていますので、平成26年1月10日（金）までに申請してください。





平成 25 年 12 月公表

人事行政の運営などの状況

●問い合わせ先 役場総務課

香美町の職員の任用、給与、服務など人事行政の運営の状況について、平成 24 年度の概要をお知らせします。

これは、「地方公務員法」および「香美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

1 職員の任免および職員数の状況

①採用と退職

職種	採用	退職
一般行政職	4 人	9 人
教育職	2 人	2 人
医師職	1 人	1 人
医療技術職	4 人	4 人
看護職	-	1 人
技能労務職	2 人	1 人
常勤嘱託	-	-
合計	13 人	18 人

※採用は平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日。
※退職は平成 24 年度中。

②部門別職員数の状況

職種	職員数		対前年増減数
	24 年	25 年	
一般行政部門	169 人	161 人	△ 8 人
一般管理	114 人	109 人	△ 5 人
福祉	55 人	52 人	△ 3 人
特別行政部門	50 人	49 人	△ 1 人
教育	50 人	49 人	△ 1 人
公営企業等会計部門	102 人	106 人	4 人
病院	75 人	77 人	2 人
水道	6 人	7 人	1 人
下水道	6 人	6 人	0 人
その他	15 人	16 人	1 人
合計	321 人	316 人	△ 5 人

※各年 4 月 1 日現在の数値。
※地方公共団体定員管理調査による職員数で、町長、副町長を除いた人数。

③定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）

部門	職員数			進ちょく率
	22 年 (A)	25 年 (B)	27 年の数値目標 (C)	
一般行政部門	177 人	161 人	159 人	88.9%
特別行政部門	48 人	49 人	43 人	△ 20.0%
公営企業等会計部門	113 人	106 人	106 人	100.0%
合計	338 人	316 人	308 人	73.7%

※各年 4 月 1 日現在の数値。
※進ちょく率は $(B - A) / (C - A) \times 100$ で求めた率。



2 職員の給与の状況

①人件費の状況

住民基本台帳人口	19,973 人
歳出額 (A)	13,566,146 千円
実質収支	243,191 千円
人件費 (B)	2,007,115 千円
人件費率 (B / A)	14.8%
前年度人件費率	14.6%

※住民基本台帳人口は平成 24 年度末現在の数値。
※平成 24 年度普通会計決算額を基に計算。
※人件費には、一般職給与や共済費（社会保険料）のほかに、特別職給与、議会議員報酬、各種委員や消防団員など非常勤職員に支給される報酬などを含む。
人件費 (B) は、前年度比 26,721 千円の減。

②職員給与費の状況

職員数 (A)	199 人
給与費 (B)	1,112,412 千円
給料	742,210 千円
職員手当	100,515 千円
期末・勤勉手当	269,687 千円
一人当たり給与費 (B / A)	5,590 千円

※平成 24 年度普通会計決算額を基に計算。
※職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数。
※職員手当には、退職手当を含まない。

③職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

一般行政職	
平均年齢	43.5 歳
平均給料月額	324,000 円
平均給与月額	372,600 円
技能労務職	
平均年齢	45.5 歳
平均給料月額	289,600 円
平均給与月額	321,900 円
教育職	
平均年齢	41.5 歳
平均給料月額	306,500 円
平均給与月額	332,600 円

※平成 25 年 4 月 1 日現在の数値。
※給与は、給料と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額。

④ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
平成 24 年度	99.8 (92.2)
平成 23 年度	92.3 (-)

※各年 4 月 1 日現在の数値。
※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の職員の給与水準を示す指数で、本町は県下で最も低い数値。
※ () 内は、国家公務員の時限的な給与改定特例法の措置が無いとした場合の数値。

⑤職員の初任給の状況

区分	初任給	
	香美町	国
一般行政職		
大学卒	172,200 円	172,200 円
高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職		
高校卒 1 級	141,900 円	-
高校卒 2 級	146,700 円	-
教育職		
大学卒	172,200 円	-
短大卒	152,800 円	-

※平成 25 年 4 月 1 日現在の数値。
※香美町は給料減額前の数値。

⑥ 職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
一般行政職			
大学卒	252,200円	287,444円	333,750円
高校卒	該当者なし	258,150円	293,767円
技能労務職			
高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職			
大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
短大卒	該当者なし	276,250円	該当者なし

※平成25年4月1日現在の数値。

⑧ 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	香美町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.675月	1.225月	0.675月
12月期	1.375月	0.675月	1.375月	0.675月
計	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

※平成25年12月1日現在の数値。

(2) 退職手当

区分	香美町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月	28.7875月	23.03月	28.7875月
勤続25年	32.83月	38.955月	32.83月	38.955月
勤続35年	46.55月	55.86月	46.55月	55.86月
最高限度額	55.86月	55.86月	55.86月	55.86月
加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
退職時特別昇給	なし		なし	

※平成25年4月1日現在の数値。

(6) そのほかの手当

手当名、内容および支給単価	国の制度との比較	
	違いの有無	相違点
扶養手当 扶養親族のある職員に対して支給 ①配偶者：月額13,000円、②配偶者以外：月額6,500円 ※ただし、配偶者がいない場合は、1人目は月額11,000円 ※特定期間(16歳～22歳)の子は、月額5,000円を加算	無	—
住居手当 自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 支給限度額：月額27,000円	無	—
通勤手当 通勤のため交通機関、自動車などを使用している職員に対して支給 (通勤距離が2km未満である職員を除く) ①交通機関などを利用 ・運賃など相当額(鉄道など利用者は6ヵ月定期券の額) ・支給限度額：月額55,000円 ②自動車などを利用 ・通勤距離に応じて月額2,100円～26,700円	一部異なる	②の場合、月額24,500円以内支給

※平成25年4月1日現在の数値。

⑦ 一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	6人	3.6%
2級	主事	6人	3.6%
3級	主査	80人	48.2%
4級	主幹	39人	23.5%
5級	課長、副課長	23人	13.9%
6級	課長	12人	7.2%
合計		166人	100.0%

※平成25年4月1日現在の数値。

※町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職員の代表的な職務。

(3) 地域手当

対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0%	0人	0%

※平成25年4月1日現在の数値。

※本町では、平成17年度まで支給していた調整手当を平成18年4月1日から廃止し、地域手当は導入していない。

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績	294,500円
支給職員一人当たり平均支給年額	19,630円
職員全体に占める手当支給職員数(割合)	15人(7.5%)
手当の種類	危険作業手当 死体処理従事手当 廃棄物処理業務手当

※平成24年度普通会計決算額を基に計算。

(5) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績	24,522,000円
支給職員一人当たり平均支給年額	155,200円

※平成24年度普通会計決算額を基に計算。

⑨特別職の報酬などの状況

職名	区分	月額	区分	支給割合
町長	給料	691,840 円 (752,000 円)	期末手当	6 月期：1.90 月 12 月期：2.00 月 合計：3.90 月
副町長		585,200 円 (616,000 円)		
教育長		535,800 円 (564,000 円)		
病院事業管理者		499,700 円 (526,000 円)		
議長	報酬	289,000 円 (321,000 円)	期末手当	6 月期：1.90 月 12 月期：2.05 月 合計：3.95 月
副議長		214,000 円 (237,000 円)		
議員		193,000 円 (214,000 円)		

※平成 25 年 12 月 1 日現在の数値。
 ※給料および報酬の () 内は条例上の金額 (減額措置前)。



3 職員の勤務時間と勤務条件の状況

①勤務時間の状況

勤務時間		休憩時間	週休日	1 週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	休憩：正午～午後 1 時	土曜日、日曜日	38 時間 45 分

※平成 25 年 4 月 1 日現在の数値。

②年次有給休暇の取得状況

概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与 ※翌年に繰り越し可能 (最大 20 日)	10.8 日

※平成 24 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日までの数値。
 ※年間を通して在職した一般職の平均取得日数。

③育児休業の取得状況

平成 24 年度中に新たに育児休業を取得した職員	4 人
平成 23 年度から引き続き育児休業を取得している職員	3 人

※平成 24 年度の数値。
 ※育児休業とは、職員が 3 歳に満たない子を養育するために休業することができる制度で、この期間中、給与は支給されない。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分の状況

処分量数	内 訳			
	降任	免職	休職	降給
4 件	0 件	0 件	4 件	0 件

※平成 24 年度の数値。
 ※分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務遂行に支障がある場合、長期休養を要する場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいう。

②懲戒処分の状況

処分量数	内 訳			
	戒告	減給	停職	免職
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※平成 24 年度の数値。
 ※懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、戒告、減給、停職、免職となる不利益処分のことをいう。

5 職員のサービスの状況

①職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法により、職務に専念する義務がありますが、法律または条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除されることがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか「香美町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しており、下記の場合などがあります。

- ・職員の資質および職務遂行能力の向上を図るための研修を受ける場合
- ・職務の遂行に関連のある資格の試験を受験または更新する場合
- ・職務執行に関し密接な関連のある国、県またはほかの地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合

- ・消防団員または水防団員としての業務に従事する場合
- ・定期健康診断または町長が認める健康診断を受ける場合

②営利企業などの従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法により、営利企業などへの従事が制限されています。ただし、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事することが認められています。第 3 セクターの役員に就任する場合などがこれにあたります。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

①研修の状況

主催者	研修名および受講者数
兵庫県自治研修所	監督職研修 2 人、職員第 1 部研修 2 人、職員第 2 部研修 2 人、市町管理職研修 2 人、行政法研修など 3 人
但馬広域行政事務組合	中堅職員研修 7 人、プレゼンテーション研修 4 人、管理監督職員研修 2 人、地方自治法研修 7 人、法制執務研修 6 人、地方自治法研修 7 人、人権教育・啓発研修（管理監督職員）5 人、人権教育・啓発研修（中堅職員）7 人、新任職員研修 3 人
兵庫県町村会	課長役割認識研修 1 人、係長役割認識研修 1 人、中堅職員ブラッシュアップ研修 1 人、エルダー研修 2 人
兵庫県自治協会	パソコン研修 10 人
兵庫県	職種別研修 14 人
全国市町村国際文化研修所	専門研修 4 人
ふれあい旅行実行委員会	第 24 回ふれあい旅行福祉ボランティア研修 3 人
香美町	山陰海岸ジオパーク研修 100 人、仕事の進め方研修 130 人、交通安全研修 295 人、人事評価研修 28 人、クレーム対応研修 100 人、メンタルヘルス研修 25 人、接遇研修 9 人、人権研修 150 人

※平成 24 年度の数値。

②勤務成績の評定の状況

職員の政策形成能力、業務執行・管理能力などの向上を図るため、管理職を対象に人事評価（勤務成績の評定）を実施しました。



7 職員の福祉および利益の保護の状況

①福利厚生の状況

区分	内容
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、福利厚生の一環として、(財)兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会に加入し、各種給付などを受けています。

※平成 24 年度。

②公務災害など認定状況

項目	件数
公務災害発生件数	1 件
通勤災害発生件数	0 件

※平成 24 年度の数値。

※職員は、公務上または通勤時に発生した災害によって身体的損害を受けた場合、補償を受けることができる。



8 職員の競争試験および選考の状況

区分	実施状況
競争試験	12 人
選考	1 人

※平成 24 年度の数値。

※職員の採用方法は、試験と選考の 2 種類。

選考による採用は、免許や資格などを必要とする職などに限られている。

9 公平委員会の報告事項

区分	実施状況
勤務条件に関する措置の要求状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件

※平成 24 年度の数値。

※公平委員会は、地方自治法および地方公務員法に定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を行う行政委員会。

香美町では、地方公務員法の規定に基づき但馬の市町で共同設置した「但馬公平委員会」で事務処理が行われている。



役場税務課からのお知らせ

01

固定資産の利用状況が変われば

忘れずにご連絡ください！

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

適正な課税を行うために、資産の内容（利用状況など）に変更があった場合には、忘れずにご連絡ください。

土地の異動

土地は、その利用状況により税額が異なりますので、農地、山林、宅地などの利用状況に変更があった場合にはご連絡ください。

なお、宅地のうち住宅用地として利用されている土地には、税を軽減する特例措置*が適用されます。

「住宅用としての利用状況を変更した」「住宅用地から住宅用地以外に変更した」「住宅用地以外から住宅用地に変更した」などの場合には、忘れずにご連絡ください。

※「住宅用地の特例」の適用について…

- ・小規模住宅用地
200㎡以下の住宅用地を「小規模住宅用地」といい、税額は特例の適用で約6分の1となります。（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）
- ・その他の住宅用地
前述以外の住宅用地を「その他の住宅用地」といい、税額は特例の適用で約3分の1となります。
【例】1,000㎡の住宅用地に住宅が3戸建っていれば、600㎡（200㎡×3戸）が「小規模住宅用地」で、残りの400㎡が「その他の住宅用地」となります。

家屋の異動

次のような異動があった場合は、必ずご連絡ください。

- ・家屋の取り壊し
- ・家屋の新築や増築
- ・未登記家屋の所有者変更（売買、相続など）

※登記が完了した異動の連絡は
不要



償却資産の異動

償却資産*は固定資産税の課税対象となりますので、事業を行っている人で償却資産を所有している場合は、平成26年1月31日までに必ず申告してください。

※償却資産とは…

漁業、農業、民宿・旅館業、商工業などの事業のために使用する船舶、機械、器具・備品などをいいます。ただし、所得税・法人税の申告の際に減価償却費として経費に算入されるもので、自動車・軽自動車税が課税されているものや少額の一括償却資産は除きます。

02 12月は「但馬地域税収確保重点月間」です！

兵庫県は、毎年12月を「税収確保重点月間」としていて、但馬地域では、特に個人住民税の滞納対策に力を入れています。

そこで、役場税務課と豊岡県税事務所収税管理課（TEL 0796・26・3625）はスクラムを組んで、次の3点に取り組んでいます。



■個人住民税の特別徴収の推進

地方税法で義務付けられている特別徴収（給与からの個人住民税天引き制度）を行っていない給与支払事業者に対し、合同で訪問し、特別徴収への切り替え指導を行っています。

■共同文書による催告

個人住民税滞納者に対し、共同で文書催告を行っています。

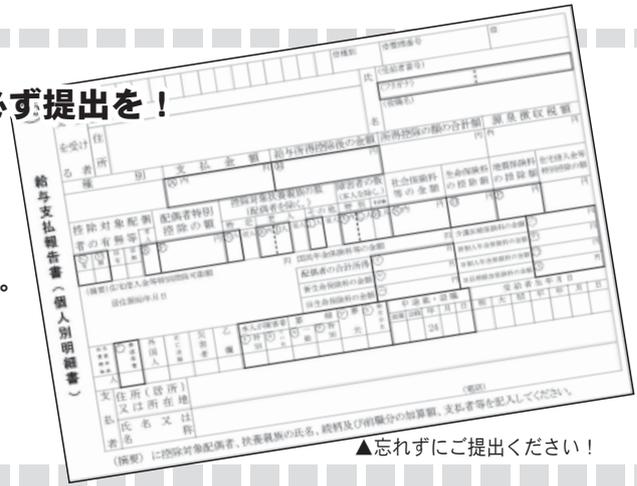
■徴収の強化

個人住民税以外の税金を滞納している人に対しても、滞納処分や搜索など、共同で重点的に働きかけを行っています。

03 事業主の皆さんへ 給与支払報告書は1月31日までに必ず提出を！

平成25年中に給与の支払いを行ったすべての従業員（アルバイト・パート・日雇・役員を含む）について「給与支払報告書」を平成26年1月31日までに役場税務課へ必ず提出して下さい（様式は役場税務課に備え付け）。

給与支払報告書は従業員の町県民税を決定するための大切な資料です。この提出を怠った場合、地方税法などに基づいて罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。



▲忘れずにご提出ください！

04 公的年金等受給者の皆さんへ 確定申告が不要になる場合があります！

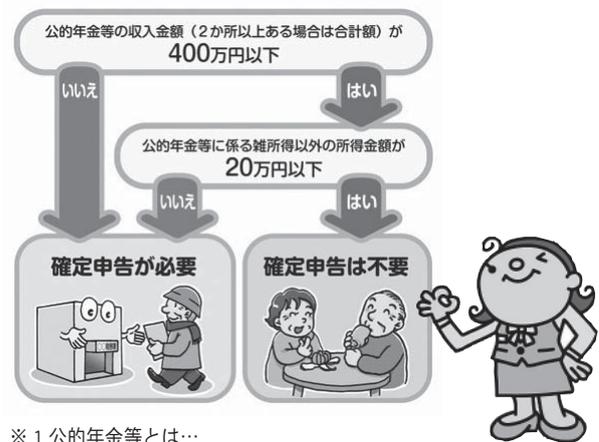
次のいずれにも該当する場合、所得税および復興特別所得税の確定申告（提出・納税）が不要になります。

- ①公的年金等^{*1}の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得^{*2}が20万円以下

なお、上記の①、②のいずれにも該当する対象者でも、以下にあてはまる場合などは、所得税および復興特別所得税の還付が受けられる可能性があります。こうした還付を受けるためには、豊岡税務署に確定申告書を提出する必要があります。

- ・マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ・一定額以上の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合

また、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは豊岡税務署個人課税第1部門（TEL 0796・22・2144）にお問い合わせください。



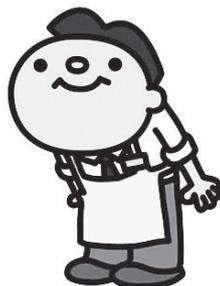
※1 公的年金等とは…
 ・国民年金や厚生年金、共済組合から支給を受ける老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢共済年金）
 ・恩給（普通恩給）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
 ・確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金 など

※2 公的年金等に係る雑所得以外の所得とは…
 ・生命保険や共済などの契約に基づいて支給される個人年金
 ・給与所得、生命保険の満期返戻金 など

06 白色申告の皆さんへ 平成26年から「記帳・帳簿などの保存制度」の対象者が拡大！

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人（所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人を含む）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

この保存制度や記帳の方法などは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。豊岡税務署個人課税第1部門（TEL 0796・22・2144）にお問い合わせください。



05 税金は`納期限内、に納付を！

町税の滞納は町財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。また督促状の送付などで余分な経費（税金）を使うことになります。

税金滞納者は文書や電話による催告を受けるほか、滞納した税金と合わせて督促手数料を納付することになります。それでも完納されない場合、町は滞納者の不動産や預貯金などの「財産調査」を行い、財産を差し押さえ、強制的に徴収する「滞納処分」を行います。

町では、不動産や預貯金などの「財産調査」は必要に応じて行って、預貯金や給与などを差し押さえ、滞納金に充てています。

災害や病気など特別の理由で納期限内に納税することが困難な場合、滞納をそのまま放っておかず、早めに役場税務課へご相談ください。



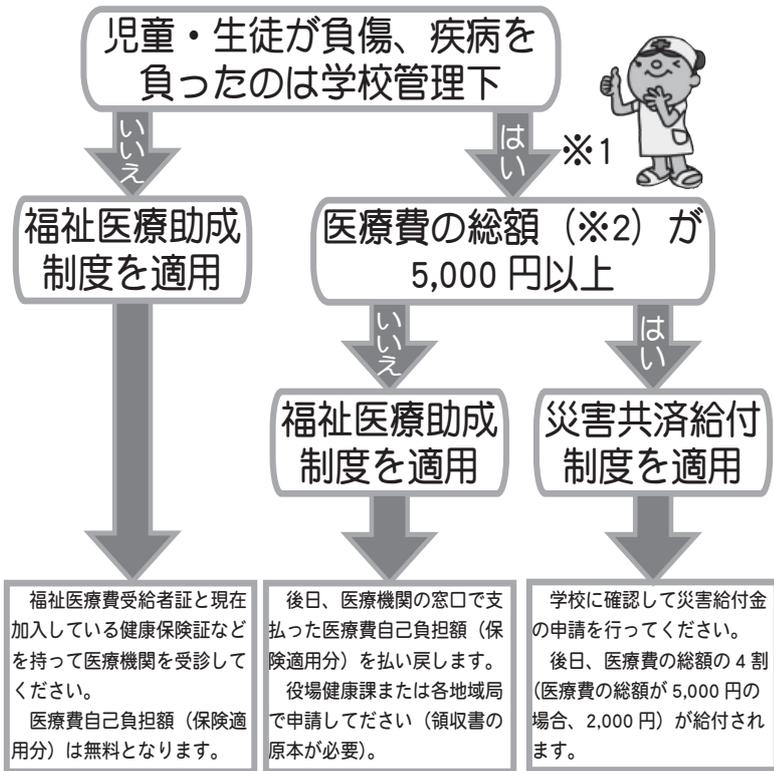
児童・生徒の保護者の皆さんへ 学校管理下での負傷や疾病について！

●問い合わせ先 役場健康課・各地域局

学校管理下での児童・生徒の負傷や疾病などについては、(独)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」により、給付金が給付されます。

この制度により対応していただくよう、各学校を通じて保護者の皆さんにお願いしているところですが、昨今、受診の際に乳幼児等医療費助成制度や

こども医療費助成制度の「福祉医療制度」を利用する事例が見受けられます。授業や休憩、登下校時、部活動、学校宿泊行事などの際のけがや熱中症などは、福祉医療制度よりも災害共済給付制度が優先して適用されます。保護者の皆さんにはあらためてご理解とご協力をお願いします。



福祉医療費受給者証と現在加入している健康保険証などを持って医療機関を受診してください。
医療費自己負担額(保険適用分)は無料となります。

後日、医療機関の窓口で支払った医療費自己負担額(保険適用分)を払い戻します。
役場健康課または各地域局で申請してください(領収書の原本が必要)。

学校に確認して災害給付金の申請を行ってください。
後日、医療費の総額の4割(医療費の総額が5,000円の場合、2,000円)が給付されます。

- ※1 現在加入している健康保険証を持って医療機関を受診し、いったん医療費自己負担額(保険適用分)の全額をお支払いください。その際「学校などでの負傷、疾病」であることを申し出てください。
- ※2 初診から治癒までにかかった医療費の総額。
例えば、医療費の総額が5,000円で現在加入している健康保険の自己負担割合が3割の場合、医療機関での支払額は1,500円となります。



消費生活相談 賢い消費者になりましょう！

相談は
こ55へ...
役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

～インターネット通信販売で模倣品!?!～

【事例】

有名ブランドのランニングシューズをインターネットで見つけた。振込口座が外国人の名義だったが、以前から探していた商品なので、迷うことなく注文し、代金を振り込んだ。
後日、国際郵便で届いた荷物を開けると、注文したものと違っていただけか、作りも粗雑で本物か疑わしい。交換希望のメールを送信したが何の連絡もない。

【ひとことアドバイス】

- ◇海外通販サイトの利用者から「注文した商品が模倣品のようだ」「代金を支払ったのに商品が届かない」といった相談が寄せられています。
- ◇サイトは日本語で書かれているため、海外事業者の運営するサイトとは分からずに、思わず注文してしまうケースがあります。不自然な日本語で書かれている場合は注意しましょう。
- ◇極端に割安な物は模倣品の可能性があります。模倣品の輸入は、購入者が法律違反に問われる恐れもあります(返送も同様)。
- ◇怪しいと思った時はすぐにカード会社へ連絡して支払いを止め、消費者庁越境消費者センター (<http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>) へ連絡しましょう。



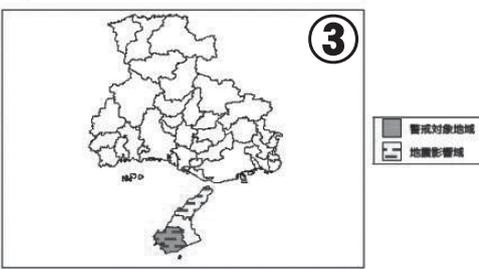
兵庫県土砂災害警戒情報 第1号 ①
 平成25年10月25日 8時10分
 兵庫県 神戸地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
 南あわじ市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 <概況>
 降の続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
 <とるべき措置>
 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。
 なお、兵庫県が提供する補足情報「地域別土砂災害危険度」もご確認ください。
 兵庫県HP「地域の風水害対策情報」のリアルタイム情報「山の情報」から確認できます

②



③

問い合わせ先
 078-362-3565 (兵庫県砂防課)
 078-222-8915 (神戸地方気象台)

- ①タイトルの情報番号は、一連の降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象全域の警戒を解除するまで連続番号を使用します。
- ②土砂災害警戒情報の発表時に期待する行動を明示しています。
- ③警戒対象地域を表示します。
 なお、地震の発生により影響がある場合、地震影響地域についても表示します。

土砂災害警戒情報

って何だろう

防災豆知識

おしえて!

●問い合わせ先
 役場総務課防災安全室

土 砂災害警戒情報は、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する情報です。

警 報発令中に、県の土砂災害発生基準（実効雨量方式）と気象台の土壌雨量指数基準（タンクモデル方式）が共に基準値を超え、土砂災害の危険度が高まった際に、市町長が避難勧告などを発令する判断基準の一つとして、また、地域住民の自主判断の参考となるよう発表されています。

な お、県または気象台のどちらかの基準値を下回ることが予想された場合に解除されます。

こ の情報が発令された場合は、テレビやラジオなどの情報に十分注意しましょう。また、兵庫県防災気象情報ホームページ (<http://hyogo.bosai.info/>) でも確認できます。

いきいき通信



●問い合わせ先
 いきいき相談センター（役場福祉課内）
 TEL 0796・36・4004（直通）

鍛えよう!

認知症の強い脳

年齢を重ねたからといって、誰もが認知症になるわけではありません。最近の研究から①エピソード記憶②注意分割③計画力—といった、最初に低下する脳の機能を集中的に鍛えることが、認知症になりにくい生活を送るためには効果的であると分かっています。

今回はこの3機能を鍛えるポイントをご紹介します。

【エピソード記憶】

「昨日の晩御飯に〇〇を食べた」というように、実体験を思い出す機能

【鍛える方法】

- ▼家計簿をつけるときに、レシートを見ずに内容を思い出す
- ▼2日遅れの日記をつける

【注意分割機能】

2つのことを同時に行う際、適切に注意を払う機能

【鍛える方法】

- ▼何品かを同時に調理する
- ▼相手の表情や気持ちに注意を向けながら会話をを行う

【計画力】

新しい事柄を始めるときに、段取りを考えて行う機能

【鍛える方法】

- ▼旅行の計画を立てる
- ▼新しい料理を考える
- ▼効率的な買い物順序を考える
- ▼囲碁や将棋を楽しむ



文芸かみ

香住短歌会

ピラカンサスの色づく程に秋深まりて重ね着一
枚また一枚 今井清子
風なき日山椒の小枝の幼虫は使命感もつごと微
動だにせず 岩本道代
朝もやは風によられて帯となり陸と小島をつな
く霜月 大西弘
うっすらと山の冠雪真向かいて目から報さる冬
の訪れ 岡村美砂子
子をかばい孫をかばいて老いゆくか父と母とが
してきたように 川端幸代
村のこと集め上手のふれ上手待合室の耳聾いお
り 小西松子

母と別れし半生なれど充分に抱かれし記憶のあ
るゆえにうれし 嶋田富美代
ほのかにも金木犀の香が漂ようおじろんの湯の
にぎりたるがよし 滝本正直
秋立ちぬ夏の疲れを癒やさんとテレビ体操今朝
も元気に 玉置美佐子
肌寒き短き秋の夕暮れは灯ともせど一人はひと
り 中村典子
ぐいと手をつかまれ都会の真中を縫いてゆくな
り夫の体温し 沼田和代
門庭で祖母がトントンと豆を割音が聞えるやう
な秋日和 原田明美

父の吐く息も混れるこの部屋は穏しくぬくし会
話なくても 藤原町子

◆定例会 (香住区中央公民館)

毎月第二木曜日

午後1時30分～午後4時

※このコーナーでは、香美町文化協会所属の各
団体の俳句・短歌を毎月掲載します。

ありがとうございます

感謝状を贈りました

香住文化会館で使用していた演台を新調・寄贈していただいた香住ロータリークラブ(山本美津男会長、23人)に対して11月7日、浜上町長が感謝状を贈りました。

香住文化会館は昭和46年1月に竣工。演台もほぼ同時期に導入されたようですが、老朽化が目立っていました。そこで、さまざまな行事に役立ててもらおうと、同会では関連行事に合わせて演台を新調し、町に寄贈。浜上町長は「これからも大切に使用させていただきます」とお礼を述べました。



▲感謝状を贈呈される香住ロータリークラブの山本会長

公立香住病院からのお知らせ

内科の常勤医師が11月1日から1人減り、1人体制となりました。

このことで、患者の皆さんをはじめ多くの皆さんに多大なご迷惑をお掛けしておりますが、今後は次のような体制をとりますので、ご理解とご協力をお願いします。

①内科外来について

町内の佐津・小代の両診療所や公立豊岡・八鹿の両病院などからの支援を受けて、今までどおりの診療体制を維持します。

ただし、常勤医師による予約診察は、診療体制が整うまでの間、中止します。

②内科入院について

総合診療部として、内科医師1人と外科医師2人の計3人体制で診察などを行います。

③午後の内科・外科の救急について

総合診療部として、内科医師2人と外科医師2人の計4人体制で診察などを行います。

④他の診療科について

今までどおりの体制で診察などを行います。

⑤夜間の救急について

今までどおりの体制で診察などを行います。

※②、③には非常勤の内科、外科医師を含む





こんにちは、赤ちゃん

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(10/21～11/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(10/21～11/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

求人情報

詳細はハローワークにおたずねください

(平成 25 年 11 月 21 日現在、順不同)



●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137

＜フルタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
清掃	㈱北近畿環境開発	公立香住病院	不問	1
機械設備管理補助		香住区間室	不問	1
事務		香住区香住	不問	1
電気工事士			不問	1
雑役	㈱三七十	三七十館・三七十船	不問	1
調理師見習		香住区香住	不問	1
水産加工	マルヤ水産(株)	香住区香住	不問	3
事務	大阪布谷精器(株)	香住区無南垣	不問	1
水産加工	㈱丸共食品	香住区若松	不問	5
水産加工	㈱丸近	香住区香住	不問	5
ガソリンスタンド	ハバタック(株)	村岡区村岡	不問	1
水産加工	モリタ食品(株)	香住区境	不問	2
ｽｰｰ場係員	㈱ワッパ-ｽｰｰ ー おじろｽｰｰ場	小代区大谷	不問	7
介護	社会福祉法人 みかたこぶしの里	村岡・小代区	不問	1
調理師見習	㈱三宝	香住区下浜	29以下	1
フロント			不問	2
製造加工	㈱にしとも食品	香住区境	不問	3
水産加工	㈱ヤマヨシ	香住区上計	59以下	1
機械工	山本マシン	香住区大谷	不問	1
土木施設技術者	㈱中弥技建工業	香住区香住	不問	2
土木作業			不問	2
土木施設技術者	合資会社 中村組	香住区香住	不問	2
土木作業			不問	2
介護	社会福祉法人 香寿会	香住区森	不問	3
調剤薬局受付事務	㈱WOW GROUP	香住区内	不問	2

＜パートタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
販売ほか	ゴダイ(株)	香住区香住	不問	2
調理補助・配食	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会	小代区忠宮	不問	2
仕分け作業	ヤマト運輸(株)	香住区大野	不問	3
精肉加工販売	㈱ナカケー	香住区若松	不問	1
レジ		村岡区大糠	不問	2
フロント	㈱さだ助	香住区下浜	40以下	2
PRスタッフ	㈱ブロードワン	町内	不問	1
ホスティング			不問	1
接客・清掃	㈱いまご荘	香住区境	不問	2
調理補助	㈱メフォス	公立香住病院	59以下	2
接客	ローソン香美町香住店	香住区香住	不問	4
店長候補			不問	1
接客	旅館きむらや	香住区浦上	不問	4
早朝品出し	㈱トヨタ(フルッパザ-ル香住店)	香住区香住	不問	1
調理	㈱ワッパ-ｽｰｰ ー 尼崎市立美方高原自然の家食堂	小代区新屋	不問	1
ガソリンスタンド	ハバタック(株)	村岡区村岡	不問	1
接客	㈱三宝	香住区下浜	不問	4
販売	㈱コメリ中四国地区本部	香住区香住	不問	1
接客	Snackbar R	香住区香住	18以上	2

編集後記

今年もあと1ヵ月。「年の瀬」を迎えました。この「年の瀬」、手元の辞書を引くと「年末までのたまったツケ(借金)を支払うと、食事代や暖をとるまき代も無くなる。そんな年末の差し迫った状態を川の急流(瀬)になぞらえた言葉」とあります。一年の総決算の時期ということでしょう。▼ベストセラーの本や流行語の発表、身近なところでは忘年会、大掃除などが目白押し。気ぜわしく、普段以上にバタバタする時期を迎えました。心にゆとりがない時ほど災いも降りかかるもの。いや、思わぬ落とし穴が潜んでいるかも。年の瀬を無事に越すためにも、焦らず、急がず、心に余裕をもって自己管理に励みましょう。と、自分に言い含めています。皆さんもご自愛いただき、良い新年をお迎えください。(みうら)

写真でつづる
まちのできごと

Photo News



▲一等一席を受賞した「みつふくと3」と中村さん



「但馬牛」の伝統を後世に…

第9回香美町子牛品評会後期の部（10月29日、美方郡農村総合研修センター）

但馬牛の生産技術の向上や畜産振興を目的に毎年開催されている「香美町子牛品評会」（町とJAたじまが共催）。今年度の後期の部が10月29日、美方郡農村総合研修センター（新温泉町歌長）で行われ、手塩にかけて育てた子牛を畜産農家が出品しました。

同品評会は、子牛の出生日によって出品対象牛を前期、後期の2つに分。前期の部（9月5日開催予定）は、台風17号の影響で中止になったため、後期のみの開催となりました。

今回は、3月1日から6月30日までに生まれた子牛が対象。出品された雄・雌牛計45頭と去勢牛15頭が全国和牛登録協会の登録審査基準に基づき審査を受け、資質、品位、体格などを厳正に審査した結果、各部門で次のとおり受賞牛が決まりました。

雄・雌の部で最高賞となる一等一席を受賞したのは、中村まゆみさん（小代区東垣）の「みつふくと3」。「人懐こく、おとなしい牛」と語る中村さんは「扇風機を使って牛舎内の暑さ対策もしましたが、なにより、この牛はとても元気で、すくすく育ってくれました」と目を細めていました。

◆雄・雌の部

一等一席「みつふくと3」中村まゆみ（小代区東垣）

同二席「つねふじ5」朝倉久子（小代区野間谷）

同三席「かつひさ」吉岡芳彦（小代区秋岡）

同四席「ふくよし」上治清一（小代区神場）

同五席「みやつばき」淀 貴至（香住区丹生地）

◆去勢の部

金賞一席「谷悠」上治秀正（小代区城山）

同二席「美津悠」森脇薫明（村岡区丸味）

同三席「照華210」上田伸也（村岡区宿）

（賞・名号・畜主名・産地の順、敬称略）



心地よい汗を流しながら 小代区を満喫！

第5回但馬牛ゆったりウォーク（11月2〜3日、小代区内）

秋の深まりを見せる小代区内。その美しい景観を訪ね歩く「但馬牛ゆったりウォーク」（同実行委員会主催）が11月2、3日の2日間にわたって行われ、5回目となる今年は、過去最高の延べ466人が参加しました。

用意されたのは2日間合わせて6コース。体力や年齢に応じて自由に選べます。中には名牛「田尻号」生誕の家や日本の棚田百選の一つ「うへ山」などを巡るコースもあり、参加者は但馬牛のふるさとを満喫しながら、心地よい汗を流しました。

また、昨年10月の「日本で最も美しい村」連合への加盟をさらにPRをしようと、ウォークのスタート場所であるおじろスキー場、ゴンドラステーション駐車場で「小代村まつり」を同時開催。JAたじまの収穫感謝祭や同連合のフォトコンテスト応募作品展のほか、但馬牛のステーキやスッポン雑炊をはじめとした地元グルメのバザーもあり、ウォーク参加者は小代区を全身で体感している様子でした。

参加者の一人は「前回は参加しましたが、この時期の小代区はとても美しい。来年も必ず参加します」と語ってくれました。



▲美しい山並みを背景にウォークを楽しむ参加者





冬の味覚の王者、いよいよ解禁!

祝! かすみ松葉ガニ初セリまつり (11月6日、柴山港)



▲セリ人の威勢のよい掛け声が響く

冬の味覚の王者「松葉ガニ」(ズワイガニ)の漁が11月6日、一斉に解禁。柴山港にも日本海で漁を終えた船が次々に帰港し、捕れたばかりの松葉ガニを水揚げ。港は大いに活気づきました。

前日夜、但馬漁業協同組合柴山支所所属の沖合底引き網漁船10隻が柴山港を出港。初セリの開始時間に合わせて、通常より港に近い但馬沖数10kmの漁場で、午前0時の解禁と同時に網を入れました。そしてこの日、午前11時から次々と帰港。漁船関係者は新鮮な松葉ガニを船から下ろし、形や大きさに手早く選別。同港では選別基準が100以上もありますが、その中でも最高級品にだけ与えられる「柴山ゴールド」の金色のタグがついたものも水揚げされ、静かにセリを待ちました。午後1時にセリが開始。威勢のよいセリ人の掛け声とともに次々と仲買人に高値で競り落とされていく松葉ガニ。この日の最高値は13万1170円。同港の水揚げは約3・3tで、販売金額は約1636万円でした。

初セりを祝って同港で行われた「祝! かすみ松葉ガニ初セリまつり」(同実行委員会主催)には町内外から約3000人が来場。普段は見ることのない熱気あふれるセリの様子を見学したほか、水揚げされたばかりのセコガニ(ズワイガニ)をふんだんに使ったみそ汁や海鮮バーベキューなどに舌鼓を打ちながら、待ちわびたカニシーズンの到来を全身で感じている様子でした。

松葉ガニの漁期は来年3月20日、セコガニは資源保護のため昨シーズンより10日間短い今年12月末日まで。冬の味覚の王者が多くの人を魅了します。



▲エビ汁も無料で振る舞われ、祭りは大盛況



ふるさとを守り育てる活動を発表!

第8回香美町ふるさと教育交流会 (11月17日、香住区中央公民館)

「第8回香美町ふるさと教育交流会」(同実行委員会主催)が11月17日、香住区中央公民館で行われ、約400人が参加。ふるさと教育への理解を深めました。

冒頭「少子高齢化などで『ふるさとが失われるのでは』と危惧される中、本町ではふるさとを大切に『ふるさと教育』に取り組んでいます。本日の発表を通して、この取り組みに理解を深めてもらえれば」と浜上町長があいさつ。その後、町内の4団体が特色ある活動を発表しました。

川会芸能保存会は「川会山長楽坂の姉妹敵討ち」と題して芸踊りの紹介を、香住区下浜は地引き網、盆踊り、三番叟などを通して世代間の交流活動を、町青少年育成推進会議は香住三番叟の伝承活動をそれぞれ発表したほか、町PTA協議会は香住小学校PTAと児童が取り組んだ「地域安全マップ」の作成過程を発表しました。

平成22年から香住小学校区の各地区単位で取り組まれているマップ作成ですが、毎年、児童が出身地区を調査し続けることで、視点が同じになりがちといった問題点が。そこで、今年は出身地区以外の場所を調査し、マップの作成を行いました。



▲地域安全マップを発表する香住小学校の児童の皆さん

10月19日、同小4〜6年生の児童103人とその保護者など約40人が参加。美方警察署刑事安全課の指導を受けた後、18グループに分かれて、出身区以外の場所に足を運びました。メモや写真のほか、近隣の人にインタビューも行い、犯罪の起こりやすそうな「入りやすく、見えにくい」場所を確認。その後、グループごとにマップを作成しました。

そうした活動のうち、今回は2グループの児童計9人が「道が細く、夜暗い場所」や「見通しは良いけど、すぐに車に連れ込まれそう」といった子どもたちの目線で見た危険箇所を、マップを使って発表。同校PTA校外生活部の伊藤新吾部長は「どこに行っても犯罪に遭わないように、自分で考える子どもになって欲しい」と締めくくりました。

役場各課など 主な施設の連絡先

役場本庁舎	36・1111(代表)
総務課	36・1111
財政課	36・1942
企画課	36・1962
税務課	36・1113
会計課	36・4321
町民課	36・1110
消費生活相談	36・1941
健康課	36・1114
福祉課	36・1964
農林水産課	36・0846
観光商工課	36・3355
建設課	36・1961
上下水道課	36・0420
議会事務局	36・1963

村岡地域局 94・0321(代表)
小代地域局 97・3111(代表)

町教育委員会 94・0101
香住区中央公民館
(香住区生涯学習センター)
36・3764
村岡区中央公民館
98・1366
小代地区公民館
(小代区地域連携センター)
97・3966

公立香住病院 36・1166
公立村岡病院 94・0111

香住文化会館 36・1026
香住老人福祉センター 36・5008
村岡老人福祉センター 98・1000
小代高齢者生活支援センター 97・2202

(すべての施設の市外局番：0796)

まちのうごき (平成 25 年 11 月 1 日現在)

合計	19,911人	(-)	4)
男	9,536人	(-)	5)
女	10,375人	(+)	1)
世帯数	6,798世帯	(-)	6)

カッコ内は前月比



◇問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

入江きつねぎやあろ

①ワカミヤノ マーツリドゥン キツネガリー
オー
(神社の境内に御幣を立て、かねをたたきながら唱えます)

②アリヤナニソンド
ワカミヤノ マツリノドゥデ キツネガリー ソンド
アナニヒヤールハ ナンナニジャ
キツネ タヌキニ シンギヤール
アリヤ ナニソンド
シヨグナー
(御幣を先頭に、区内を一巡しながら唱えます)

③シヨウグンノ モウシターコニ アイノコニモウウ
オー
(隣接区との境界に御幣を立て、大声で唱えます)

これは、毎年1月8日の夜、村岡区入江地区で行われて
いる「入江きつねぎやあろ」という古くから伝わる行事です。

「きつねぎやあろ」は「キツネガリー」がなまったもの
もいわれています。キツネガリー。なんともユニークな名前
ですが、一般的には、田畑を荒らしたり家畜を襲ったりす
る害獣(キツネ)を追い払う(狩る)行事とされています。
一方で、稲荷神社にキツネの像があることから分かるよ
うに、神の使いともいわれるキツネを地区内に迎え入れる
行事ともされています。いずれにしても、地区の五穀豊穡、
無病息災を願っているのでしょうね。

さて、キツネガリーは兵庫・京都の北部を中心に、福井県
南部から鳥取県中部まで広くみられる行事で、町内でも数
地区で現存しています。そうした中、
入江地区の「入江きつねぎやあろ」は
平成13年3月に町指定文化財(無形民
俗文化財)に指定されました。

昔は小正月の1月14日に行っていた
そうですが、現在は1月8日の夜、入
江きつねぎやあろ保存会のメンバーが
公民館に集まり、準備を始めます。親
指ほどの太さの青竹7本を7節で切
りそろえ、先端に紙垂(特殊な折り
方、断ち方をした紙)を付けた「御幣」、
河原で拾ったれんがほどの石をこもで
包み、荒縄を掛けて引き回すように縄

◀ 隣接区との境界で御幣を立てて唱和する一行



ひもを付けた「千両箱」、古くなったこもを紙で包み、の
しを付けた「シユスの帯」を用意。観音堂で御幣を奉納し
た後、再び公民館に戻ります。その際、ひと昔前は、子ど
もたちが「火(灯)を消せ」と先に触れて回ったそうです。「き
つねぎやあろを見ると罰が当たる、目がつぶれる」と信じ
られていて、村人は雨戸を閉めて、光が外に漏れないよう
にしたそうですが、現在は行われていません。
公民館を出発した一行は観音堂に立ち寄り、先ほど奉納
した御幣を持って神社の境内へ。かねをたたきながら①を
唱えた後、②を唱えながら地区内を一巡します。隣接区と
の境界では③を唱えながら、御幣を立てます。

すべての御幣を立て終わると、昨年、結婚した家に向
きます。玄関の石畳みに「千両箱」をゴツン
ゴツンとぶつけながら歌を歌い、そして「シユ
スの帯」を結婚の祝いの品として贈ります。
その後は、その家で宴会。ひとしきり盛り上
がると、タイミングを見計らって新婦が顔を
出し、お開きになります。これは「シリハリ」
という行事が変化したものといわれ、新婚家
庭が子宝に恵まれることを願って行われてい
ます。
「入江きつねぎやあろ」は「キツネガリー」
と「シリハリ」が組み合わさった伝統行事と
して、入江地区で大事に継承されています。



この「広報ふるさと香美」は、自然環境を考えてソイ(大豆)インキ、再生紙を使用しています。